

其地を春の雪融、秋の暴雨に玄ばく往來して實驗せしが、此地に府を開んには禹王再誕の後ならで難かるべしとおもふがまゝ、其邊を探索するに、ツイシカリ川三里を上り、札繩樋平の邊りぞ、大府を置の地なるべしとおもふゆへに、是を酋長ルピヤンケツイシモニヲマサロッに再三審し、以て鎮將竹内堀村垣の三名に言し置ものなり。

一他日此札幌に府を置玉はゞ、石狩は不日にして大坂の繁昌を得べく、十里を溯り津石狩は伏見に等しき地となり、川舟三里を上り札繩の地ぞ帝京の尊ふきにも及ばん、左有時は、ユウフツ東海岸は北陸山陰の兩道にも及び、手宮高島は兵庫神戸の兩港にも譬ふべき地とならん、また札幌より新道を切らば、白虻田、岩内の地も其日の便を得、東上川筋より、天鹽十勝の地にも何日か馬足を運ばさしめんと、依て此新道をして此卷首に玄るし置ものなりと、文久四甲子の仲冬多氣志樓の主人弘誌

〔慶應元年武鑑〕松前伊豆守崇廣 柳間從四位侍從慶應元年丑四月任

三万石 居城奥州松前福山江戸ヨリ海陸二百九十里餘

毎年於御金藏一万八千兩宛拜領

從古松前氏代々領之、文化四年、梁川ニ移、文政四年、依台命再賜之、

〔休明光記〕松前西蝦夷地上地之事

文化四卯年三月廿二日、執政伊豆守信明朝臣より、左之通り書付を以て安倫江達し給ふ、

箱館奉行江

松前若狭守

右松前西蝦夷地一圓被召上、新規九千石被下候間可被得其意候、

若狭守へは左の如く御達し有けるよし、奥御右筆組頭近藤吉左衛門より其寫しを安倫へ見する、